

平成 31 年 3 月 4 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、六島ボクシングジム（以下「六島ジム」という）の枝川孝（ライセンス No.27672）クラブオーナーを嚴重注意処分とする。

理由： 枝川孝会長は、平成 30 年 12 月 24 日、大阪市住吉区民センターでの OPBF バンタム級王座決定戦において、レフェリーの裁定を不服とし第 5 ラウンド終了後のインターバル中、スーパーバイザー等に対しリングエプロン上より威圧的な態度で繰り返し抗議した。

このことはスポーツとしてのボクシングの信用を著しく貶める行為である。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション